（地方労働審議会令の一部改正）

第三条　地方労働審議会令（平成十三年政令第三百二十号）の一部を次のように改正する。

第三条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第六条第三項を次のように改める。

3　前項の委員及び臨時委員については、労働者を代表する委員の数と関係労働者を代表する臨時委員の数の合計数及び使用者を代表する委員の数と関係使用者を代表する臨時委員の数の合計数は、同数とする。

第六条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。

第七条第四項中「前条第五項から第八項まで」を「前条第四項から第七項まで」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十九年七月十一日から施行する。

（厚生年金保険法施行令及び国民年金法施行令の一部改正）

第二条　次に掲げる政令の規定中「、厚生労働省組織令第十九条第二項に規定する参事官（厚生労働省令で定める者に限る。）」を削り、「年金局総務課長」の下に「、資金運用課長」を加える。

一　厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第三条の十六第一号

二　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第六条の四の二第一号

（社会保障審議会令の一部改正）

第三条　社会保障審議会令（平成十二年政令第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第二号中「雇用均等・児童家庭局総務課」を「子ども家庭局子育て支援課」に改める。

（厚生科学審議会令の一部改正）

第四条　厚生科学審議会令（平成十二年政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第九条ただし書中「生活衛生・食品安全部」を削る。

（薬事・食品衛生審議会令及び食料・農業・農村政策審議会令の一部改正）

第五条　次に掲げる政令の規定中「生活衛生・食品安全企画課」を「生活衛生・食品安全企画課」に改める。

一　薬事・食品衛生審議会令（平成十二年政令第二百八十六号）第十一条ただし書

二　食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）第九条

（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令の一部改正）

第六条　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令（平成二十九年政令第百三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第九条中労働政策審議会令第六条第一項の表職業能力開発分科会の項第二号の改正規定を次のように改める。

第六条第一項の表人材開発分科会の項第二号中「及び青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）」を「、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）」に改める。

附則第十三条のうち、厚生労働省組織令第七条第一項に一号を加える改正規定中「二十五」を「二十三」に改め、同令第八条第一項第三号の改正規定を削り、同令第九条第三号の改正規定中「第九条第三号」を「第十五条第三号」に改め、同令第八十条第一号及び第九十条第一号の改正規定を削る。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　山本　有二
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

原子力災害対策特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年七月七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

政令第百八十六号

原子力災害対策特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第三号及び第七条第二項前段の規定に基づき、この政令を制定する。

原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項及び第二項中「へまで」を「トまで」に改める。

第二条の二中「いう」の下に「。以下この条において同じ」を、「都道府県」の下に「（当該原子力事業所に設置されている全ての発電用原子炉が同法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けたものであることその他の事情を勘案し、当該都道府県の当該区域において当該原子力事業所に係る原子力災害が発生するおそれがないと原子力規制委員会が認めて指定したものを除く。）」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉
環境大臣　山本　公一

港湾法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年七月七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

政令第百八十七号

港湾法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、港湾法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十五号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

港湾法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十九年七月八日とする。

国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

港湾法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年七月七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉